

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に対する御意見の募集（パブリックコメント）について

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和6年8月21日（水）から同年9月20日（金）までの間、御意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

これまで、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「規則」という。）第1条に基づき、官報によって、温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表してきました。しかし、インターネットの普及に伴い、官報より詳細な補足資料の掲載が可能であるインターネットを活用するため、所要の改正を行うこととします。

また、令和6年6月19日に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）が公布されました。この改正に伴う項ずれに対応するための改正も併せて行います。

2. 意見募集の対象

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和6年8月21日（水）から同年9月20日（金）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

〈意見提出様式〉

宛先：環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室・
大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室

件名：地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
に対する意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名／部署名／担当者名）：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

〈該当箇所〉 頁 行目

〈意見内容〉

〈意見の理由〉（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

〈注意事項〉

- ・御意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。
また、封筒の表面に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と記載してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

〈宛先〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室・

大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室

宛て

4. 資料の入手方法

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/>

(2) 郵送の場合

郵送による送付を希望される方は、210円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、『地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案』に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記3.(2)②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は送付いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

5. 注意事項

- ・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

ただくことがあります。

- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

6. 問合せ先

環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室

大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-3581-3351 (内線 6778、6222)